

2007年5月9日
民主党『次の内閣』資料

民主党の「配偶者暴力防止及び被害者保護法（DV防止法）改正案」について

民主党ネクスト子ども・男女共同参画担当 林 久美子
DV防止法改正作業チーム座長 千葉 景子

DV防止法は、超党派議員立法で2001年に成立し、家庭への法の不介入の原則が打破され、DVが犯罪行為であり人権侵害であるという明確な位置づけがなされました。また被害者支援の法的根拠ができ、被害者の安全確保が行政の責務として規定されることとなりました。

2004年の改正では、配偶者からの暴力の定義規定の変更、保護命令の拡充等が明記され一定の前進が見られましたが、民主党は、被害当事者や支援者の声を踏まえながら、3年後の見直しに当たる今回の改正に向けて、保護命令制度のさらなる拡充、民間支援団体への財政支援強化など、検討を進めて参りました。

そしてこのたび民主党は、独自のDV防止法改正案骨子をまとめました。より被害者の立場に立った保護と自立支援の仕組みづくりや加害者更正策の検討などを柱としています。今後、この考え方をもとに実効性ある法改正に取り組んで参りたいと考えております。

2007年5月9日

配偶者暴力防止及び被害者保護法（DV防止法）改正案 骨子

民主党

【保護命令関係】

- 1 生命・身体に危害を加える旨の脅迫行為を配偶者から受けた者について、生命・身体への危害が生じるおそれ大きいときは、保護命令の申立てを認めるものとする。
- 2 保護命令により禁止される行為に電話、メール等による接触も加えること。
 - ・ 加害者と被害者の間の連絡手段を制度的に残しつつ、電話等の連絡を禁止するのが適当である。
- 3 被害者が加害者との面会を余儀なくされると認められる被害者の親族、支援者等に対し、保護命令を出すことができるものとする。
 - ・ 支援者等とは、シェルター等民間団体の支援者、DVセンター相談員、弁護士、友人等を想定している。被害者はこれらの者に対する暴力を恐れ、加害者の下に帰ったり、面会を余儀なくされるおそれがある。
 - ・ 接近禁止命令の対象者は、加害者に存在を知られた者に限定する。
- 4 保護命令を発したときは、裁判所はDVセンターに通知するものとする。

【適用対象関係】

- 5 DV防止法の対象に、同居の交際相手からの暴力を加えること。
 - ・ 同居の性的に親密な関係にある者の間で起きる暴力についてDV防止法の対象に加える必要がある。

【市町村関係】

- 6 市町村による基本計画策定及びDVセンターの設置を努力義務とすること。なお、指定都市及び中核市については、義務とすること。
 - ・ 市町村によるDVセンターの設置・拡充が進んだ段階においては、一時保護の主体等を含め、都道府県と市町村の役割を検討すべきである。

【自立支援関係】

- 7 都道府県は、被害者が自立して生活することを支援するための事業を行うことができる旨の規定を置くこと。
- ・ 都道府県による被害者自立支援事業を明記し、その事業に係る費用について、国が補助するものとする。
 - ・ 一定の事業については、一定の基準を満たす民間団体への委託を可能とすること。

【通報関係】

- 8 配偶者からの暴力に係る医療関係者による通報等の規定を強化すること。
- ・ 医療関係者による通報の規定を努力義務とすること。
 - ・ この場合においては、被害者の意思に配慮するものとする。

【警察による被害者保護関係】

- 9 保護命令を受けた者に対する警察の指導等について規定を設けること。
- ・ 警察は、必要があると認めるときは、保護命令を受けた者に対する保護命令の趣旨の通知、必要な指導その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

【加害者に対する研修関係】

- 10 加害者に対する研修を行うことについて検討を進めること。
- ・ 警察とDVセンターが協力して、保護命令発令期間中における加害者に対する研修を行うことが考えられる。